

事務連絡
令和4年10月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その2）

標記については、令和4年10月28日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところですが、本日新たに北海道においても高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

これら日本国内での高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生を踏まえ、香港特別行政区政府当局より、岡山県及び北海道からの家きん肉、家きん肉製品、殻付き卵及び卵製品の輸入を一時停止すること、また、台湾当局より、殻付き卵については、令和4年7月25日付け通知で各自治体宛てお知らせした12の鳥インフルエンザ発生道県に岡山県を加えるとともに、この13道県以外の都府県については引き続き輸入可能とする旨の連絡が農林水産省宛てにありました。このことから、香港向けに輸出される家きん肉については、岡山県及び北海道以外において生産及び処理されたものに対し、台湾向けに輸出される殻付き卵については、下記13道県以外において生産及び処理されたものに対し、輸出検疫証明書の交付を10月28日付けで再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のとおり対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

- 1 ベトナム及びマカオ
全国で衛生証明書の発行を停止すること。
- 2 香港
岡山県及び北海道で生産及び処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。
- 3 シンガポール
全国で衛生証明書の発行を停止すること。ただし、家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。
- 4 台湾
北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、兵庫県、広島県、岡山県、愛媛県、熊本県又は鹿児島県で生産又は処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、これらの13道県以外で生産及び処理された殻付き卵については、令和5年3月31日までに日本を出発する貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。
なお、卵製品については、引き続き、全国で衛生証明書の発行を停止すること。
- 5 英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（家きん肉に限る）
全国で衛生証明書の発行を停止すること。